

薬 第 469 号  
平成 27 年 9 月 16 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長  
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指  
定について (通知)

このことについて、平成 27 年 9 月 16 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は、別添の平成 27 年 9 月 16 日官報 (号外特第 25 号) のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 140 号) で新たに指定された 4 指定薬物のうちの 2 薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (平成 27 年 9 月 26 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

1 知事指定薬物の指定

次に掲げる薬物を神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物として指定した。

(1) 1— (ベンゾフラン—5—イル) プロパン—2—アミン及びその塩類  
【通称名】 5—APB

(2) 1— (2, 3—ジヒドロベンゾフラン—6—イル) プロパン—2—アミン及びその塩類  
【通称名】 6—APDB

2 指定理由

当該薬物は、抑制及び幻覚作用等を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあり、近隣都県で同様に指定される等、県の区域内において乱用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成 27 年 9 月 17 日から施行する。



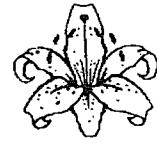
問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 植村  
電話 (045) 210-1111 内線 4972

## 別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年9月16日(水曜日)

号外第69号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)

1

## 告 示

### 神奈川県告示第427号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成27年9月17日から施行する。

平成27年9月16日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 1-(ベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 5-APB)

(2) 化学名 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 6-APDB)

#### 2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあるため

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一四〇）

省 令

○厚生労働省令第四百十号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十五条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年九月十六日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百十六号を第二百二十号とし、第七十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十四 N—メチル—（ナフタレン—ニール）プロパン—ニアミン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十二号とし、第六十八号を第七十一号とし、第六十七号を第七十号とし、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十九 ニ—（メチル—ニール）メチル—三—四—ジヒドロナフタレン—（ニール）—オン及びその塩類

第一条中第六十五号を第六十七号とし、第六十九号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六十八号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十 一—（ベンゾフラン—ニール）プロパン—ニアミン及びその塩類

第一条中第五十七号を第五十八号とし、第八十四号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八十三号の次に次の一号を加える。

第八十四 一—（二—三—ジヒドロベンゾフラン—ニール）プロパン—ニアミン及びその塩類  
第二条第五号の表中一—（ベンゾフラン—ニール）プロパン—ニアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二—（メチル—ニール）メチル—三—四—ジヒドロナフタレン—（ニール）—オン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。